

戸塚環境センター施設整備工事に伴う
設計施工監理業務委託

仕 様 書

令和3年7月

川口市 環境部 新戸塚環境センター建設室

第1章 適用

1. 本書の適用について

本仕様書は、川口市が発注する「戸塚環境センター施設整備工事」（以下、「整備工事」という）に伴う設計施工監理業務（以下、「監理業務」という）に適用する。適用範囲にあたっては、「川口市戸塚環境センター施設整備・運営管理事業 建設工事要求水準書」（以下「建設工事要求水準書」という）内「1-3-3. 設計監理、工事監理業務委託の関係性」を基に、「川口市」が実施する監理業務を「業務委託受注者（以下「受注者」という）」が担うことを原則とする。受注者は、川口市、整備工事受注者（以下、「工事受注者」という）との間において、良好な関係を築くと共に、建設工事要求水準書の記載事項が完遂されるよう努めるものとする。

なお、本仕様書に定めのない事項は「埼玉県建築工事監理業務委託共通仕様書」を参考とするほか、協議により決めていくものとする。

第2章 一般概要

1. 業務委託名

戸塚環境センター施設整備工事に伴う設計施工監理業務委託

2. 業務場所

川口市大字藤兵衛新田 290

3. 業務対象施設等

建設工事要求水準書「1-2-3」に記載する施設、工事内容

4. 業務対象外施設等

建設工事要求水準書「1-2-4」に記載する施設、工事内容

5. 履行期間

契約締結日から令和12年3月31日まで

6. 監理業務スケジュール（参考）

参考資料をデータ送付する。

第3章 一般事項

1. 監督員

川口市は、整備工事の履行のため、市職員により構成される監督員を配置する。監督員は主に以下の内容を基本とした業務を実施する。

- 1) 定例会議への出席
- 2) 受注者が作成した書類の確認、又は承諾
- 3) 工事受注者が作成し、受注者が確認、又は承諾を実施した書類の確認。(但し監督員が個別に指示した書類については、監督員も承諾を実施する場合がある。)
- 4) 建設工事要求水準書「第8節」「第9節」に記載する各種検査等のうち、監督員が指示する検査等の立会い
- 5) 建設工事要求水準書「第10節」に記載する支払いを実施する場合の、工事受注者との協議、支払い業務(但し、部分払のための調書作成を除く)
- 6) 受注者への支払い業務
- 7) その他、受注者や工事受注者の要望によるもの等、監督員が自ら実施する必要があると判断した業務

2. 関係法令等の遵守

受注者は監理業務を実施するにあたっては、建設工事要求水準書「1-3-4」に定める法令等の他、監理業務に基づく関係法令、条例を遵守しなければならない。

3. 関係官公庁への手続き等

受注者は、川口市が行う官公署等への手続き、協議等の参加に協力するものとする。

4. 資料の貸与

川口市は過去に実施した業務に基づき、監理業務に必要となる報告書等を貸与する。

5. 現場事務所

受注者が使用する現場事務所は、川口市より別途提供する。

6. 費用の負担

現場及び工場等で、受託者が行う立会い及び検査に要する旅費・検査費用等の一切の費用は、すべて受託者が負担する。

7. 支払い

川口市は各年度の支払い可能額に応じた金額を、原則として翌年度初旬に支払うものとする。

8. 機密の保持

受注者は、監理業務上知り得た事項を第三者に漏らしてはならない。

第4章 監理体制

1. 技術者の配置

受注者は、下記に定める技術者を配置すること。

- 1) 総括責任者（管理技術者）
- 2) 副総括責任者（3）から6）までの担当者のうち、1名を充当）
- 3) 土木担当技術者（4）と兼務可）
- 4) 埋設廃棄物監理担当者
- 5) 建築担当技術者（意匠及び構造）
- 6) 建築担当技術者（常駐監理者）
- 7) 建築機械設備技術者
- 8) 建築電気設備技術者（10）と兼務可）
- 9) プラント機械設備技術者
- 10) プラント電気・計装技術者
- 11) 監理業務補助技術者

2. 技術者の資格要件

1. に定める技術者の資格要件は、以下による。

1) 総括責任者（管理技術者）

監理業務の総括に当たる等、全体の管理を行うに必要な経験を有し、技術士法で定める技術士（総合技術監理部門：廃棄物管理）又は技術士（衛生工学部門：廃棄物管理）の資格を有する者であること。また、ごみ焼却処理施設及びリサイクルセンターの設計及び施工監理業務に関し、複数件の実務経験を有する者であること。

2) 副総括責任者

次の3）から6）までの担当者のうち、1名を副総括責任者とする。副総括責任者は総括責任者の補佐に当たると共に、他の工種（土木担当技術者、埋設廃棄物監理担当者、建築担当技術者、建築機械設備技術者、建築電気設備技術者、プラント機械設備技術者及びプラント電気・計装技術者）とも連携、協調し、工事全体を円滑に進めるため、横断的な指示ができる者であること。

3) 土木担当技術者

建設業法で定める一級土木施工管理技士の資格を有し、ごみ焼却処理施設及びリサイクルセンターの建設工事に係る設計及び施工監理業務の実務経験を有する者であること。

4) 埋設廃棄物監理担当者

埋設廃棄物に関連する法令を熟知し、ごみ焼却処理施設の建設にかかる埋設廃棄物の撤去及び処理にかかる業務について十分な実務経験を備えた者であること。

5) 建築担当技術者（意匠及び構造）

建築士法で定める一級建築士の資格を有し、ごみ焼却処理施設及びリサイクルセンターの建設工事に係る建築工事監理業務に関し、実務経験を有する者であること。なお、複数人で本要件を満たすことを可とする。

6) 建築担当技術者（常駐監理者）

建築士法で定める一級建築士の資格を有し、ごみ焼却処理施設及びリサイクルセンターをはじめとする、公共建築物の建設工事に係る常駐での施工監理業務の実務経験を有する者であること。なお、常駐監理期間は、建設工事開始（杭工事着工時）から建設工事完了（川口市が指定する引渡し完了検査）までの間とする。

7) 建築機械設備技術者

建築士法で定める建築設備士又は建設業法で定める一級管工事施工管理技士の資格を有し、ごみ焼却処理施設及びリサイクルセンターの建築機械設備にかかる設計及び施工監理業務の実務経験を有する者であること。

8) 建築電気設備技術者

建築士法で定める建築設備士、建設業法で定める一級電気工事施工管理技士又は第3種電気主任技術者の資格を有し、ごみ焼却処理施設及びリサイクルセンターの建築機械設備にかかる設計及び施工監理業務の実務経験を有する者であること。

9) プラント機械設備技術者

技術士法で定める技術士（衛生工学部門：廃棄物管理）又はこれに相当する資格を有し、ごみ焼却処理施設及びリサイクルセンターのプラント機械設備にかかる設計及び施工監理業務の実務経験を有する者であること。

10) プラント電気・計装技術者

建設業法で定める一級電気工事施工管理技士又は第3種電気主任技術者の資格を有し、ごみ焼却処理施設及びリサイクルセンターのプラント機械電気・計装設備にかかる設計及び施工監理業務の実務経験を有する者であること。

11) 監理業務補助技術者

循環型社会形成推進交付金申請をはじめ、上記担当者に対しての全般的補助（事務補助、資料作成支援）をおこなうことができる者であること。

3. 監理体制の維持

受注者が定めた監理体制が機能せず、十分な監理業務が履行出来ていないと川口市が判断し、指示した場合は、速やかに是正措置を行うこと。なお、川口市の指示に従わず是正措置が実施されなかった場合、もしくは監理業務を実施するに値する技術者が引続き配置されていないと判断される場合は、本監理業務は川口市業務委託契約基準約款、第22条、もしくは第23条に基づく措置を実施する場合がある。

第5章 監理業務における基本事項

1. 監理業務基準

- 1) 受注者は、建設工事要求水準書の記載内容を完遂できるよう、監理業務に務めるものとする。
- 2) 受注者は、工事受注者から提出された技術提案書の記載内容を完遂できるよう、監理業務に務めるものとする。
- 3) 本仕様書に定めのない事項について、川口市が監理業務の性質上必要と判断した場合、双方が協議の上、監理業務の実施を決定するものとする。

2. 監理指針

監理業務の実施に際しては、以下の指針（最新版）を遵守すること。

- 1) 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修建築工事監理指針
- 2) 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修機械設備工事監理指針
- 3) 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修電気設備工事監理指針
- 4) その他、監理業務を実施する上で必要性が高いと判断されるもの

3. 提出書類

受注者は、業務期間中、次の書類を適宜提出すること。なお、監理業務内で承諾された図面や書類等の川口市への提出は、川口市の指示がある場合を除き、書面による報告にて実施するものとする。

- 1) 監理業務報告書
- 2) 各種打合せ記録
- 3) 各種検査、試験結果の報告書
- 4) 工事受注者より提出された図面、仕様書等を承諾した際の関係書類一式
- 5) 設計、工事に係る指示書、資料等
- 6) 設計変更に係る変更内訳書、図面、仕様書等
- 7) 着手、完了時に際して必要となる書類として、川口市が指示するもの
- 8) その他、業務期間中に必要が見込まれたことにより、川口市が指示するもの

4. 設計監理業務

受注者は、以下の内容を基本とし、設計監理業務を実施するものとする。

- 1) 定例会議への出席
- 2) 設計工程管理の補助
- 3) 実施設計図書の承諾
- 4) 関係機関との協議、手続き
- 5) 循環型社会形成推進交付金の申請に必要な書類の作成
- 6) その他、川口市へ提出の必要がある書類の作成等（監督員が指示したものを含む）

5. 工事監理業務

受注者は、以下の内容を基本とし、工事監理業務を実施するものとする。

- 1) 定例会議への出席
- 2) 工事工程管理の補助
- 3) 工事に必要となる図面（施工図、製作図等）の承諾
- 4) 施工計画の承諾
- 5) 材料の承諾
- 6) 各種検査（施工、材料、工場等）の立合い

- 7) 各種試験、引渡しに関連する試運転の立合い
- 8) 関係機関との協議、手続き
- 9) 工事受注者へ出来高払いを実施する際の手続き書類の作成
- 10) 循環型社会形成推進交付金の申請に必要な書類の作成
- 11) 建設工事要求水準書「1-8-2」に記載する検査への同席
- 12) 工事受注者への指示、設計変更書類の作成
- 13) 完成図等の確認
- 14) その他、川口市へ提出の必要がある書類の作成等（監督員が指示したものを含む）

6. 地元住民説明

受注者は、川口市が行う地元住民への説明、交渉等の際に、川口市からの要望に応じて同席するものとする。

7. 総合支援業務

総合支援業務は、整備工事の実施に伴い発生する様々なトラブルや契約上の疑義について、専門的な知見による適切なアドバイスの提供を行うものとする。

第6章 監理業務における重要事項

監理業務における重要事項として、「建設工事要求水準書」に記載する内容のほか、以下に記載する内容を踏襲し、受注者は優れた監理業務を実施するものとする。

- 1) 業務場所（工事事業用地）は昭和42年～昭和50年（東棟焼却処理施設竣工前）にわたり行われた、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行以前に設置された処分場跡地である。受注者は埋設廃棄物に関連する法令を熟知し、知見に基づいた、優れた監理業務を実施すること。
- 2) 業務場所（工事事業用地）は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の17第1項に規定する指定区域であり、土の形質変更の際には、「最終処分場跡地形式変更に係る施工ガイドライン（環境省）」に従った工事が必要になる。受注者は同ガイドラインの施工に基づいた、優れた監理業務を実施すること。
- 3) 整備工事は、既存施設を稼働させ、収集運搬車両等を通行させながらの工事である。受注者は、通常のごみ処理が滞ることのないよう、関係者と連携し、優れた監理業務を実施すること。
- 4) 既存の特別高圧変電所の更新は、売電の未実施期間中による収入の減、並びに仮設高圧の引込によるコスト増が見込まれることから、効率よく実施する必要がある。受注者は更新のための接続協議も踏まえて、関係者と連携し、優れた監理業務を実施すること。
- 5) 川口市は建設工事要求水準書「1-2-4 2）」「1-2-4 4）」に規定する工事において、別途監理業務委託を実施する。受注者は当該業務委託受注者と連携し、優れた監理業務を実施すること。
- 6) 監理業務にあたっては「川口市戸塚環境センター施設整備事業に係る環境影響評価書」の内容を遵守する必要がある。受注者は整備工事中に実施される「川口市戸塚環境センター環境影響評価事後評価業務委託」の業務受注者と連携し、優れた監理業務を実施すること。
- 7) 地元住民の生活環境保全、戸塚綾瀬小学校の学習環境形成のため、騒音、振動、臭気、粉じん等に十分配慮した、優れた監理業務を実施すること。
- 8) 各施設の引渡し日より開始される維持管理、運転管理に際し、受注者は柔軟な引継ぎが出来るよう、川口市に助言、協力する等、優れた監理業務を実施すること。
- 9) 受注者は地元企業の発展に寄与できるよう、優れた監理業務を実施すること。
- 10) 杭工事における立会いは、原則、打設本数全てで実施するものとする。検査項目は工事受注者が作成する施工計画書に基づき協議とする。